

家紋、七曜、

〔寛永諸家系圖傳 二百五十二〕蒔田

家紋、八曜子持筋、

〔奥州相馬系圖〕義胤

幕紋、驒馬、家紋、九曜星、

〔寛永系圖〕平氏 佐久間 家紋、圈内三引、九曜、

〔改撰諸家系圖 前編十〕保科氏

正直○中

天正十年壬午九月、正直居高遠城時、藤澤次郎頼親、構城壘於伊奈郡箕輪、以叛、正直再三遣於使

頼親曰、汝疾可從大神君○德川家康頼親不諾、於是正直率兵進攻箕輪城、三日而遂陷城、先是家紋梶

葉也、此時九曜星下、見翻翻旗上、喜軍爲佳、瑞急發兵得大利、仍家紋用以九曜、

〔爲峯文集七十二行狀〕故江府令朝散大夫親衛校尉石谷叟行狀

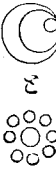
西郷屬邑有石谷村、政清生于此村、有八幡神祠、其傍有九石、政清敬神之餘、象其石、以九曜星爲家紋、

〔傍廂後編中〕月に星九曜

伊東家の月に星九曜、俗に十曜と云ふ、斯の如き文は、もと千葉の文にて、中は月にて、めぐりに九

星あり、今俗に十曜と云ふ、伊東祐親が懇望にて、頼朝卿口入なれば、常胤斟酌に及ばず、ゆづりた

る古文、人のゑる所なり、ざるを伊東家は、その時譲り受けたるまゝ、にかはる事なきを、中々に本

たる千葉家にては、誤りて と、ふたつになしたるは、いつの頃よりの誤ならん、月に星

九曜のひとつを二にしたるなり、

〔見聞諸家紋〕二引兩 源姓 八幡太郎